

令和4年度
文化庁映画週間の企画運営事業

総合評価基準

令和4年6月9日
文化庁参事官（芸術文化担当）

本資料は、文化庁が調達する令和4年度「文化庁映画週間」の企画運営事業に係る入札の評価に関する基準について規定したものである。

1 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{入札価格点} = \text{入札価格に係る得点配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

2 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、仕様書、別紙1の評価項目に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が文化庁としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- (1) 評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。
- (2) 仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査委員会において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

3 得点配分

区分	価格点	技術点	合計
配点	50	100	150

4 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の入札価格の評価方法により得られた入札価格の得点に2の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。
 - ① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。
 - ② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。
- (2) 上記数値の最も高い者が2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

評価項目

* : 必須の項目 ● : 価格と同等に評価できない項目

分類	評価項目及び評価基準	基礎点	加点
	1 事業の内容及び実施方法 [50点]	30	20
●	1-1 事業の目的及び趣旨との整合性	10	—
	* 1-1-1 事業の目的及び趣旨との整合性がとれていること。	10	
●	1-2 事業内容の妥当性、独創性	10	10
	* 1-2-1 事業内容が具体的で、国の事業として妥当であること。〔内容に創意工夫があれば加点する〕	10	10
●	1-3 実施方法の妥当性・独創性	10	10
	* 1-3-1 実施方法に具体性があり、実現可能なものとなっていること。	5	
	* 1-3-2 事業規模が適正であり、事業目的が確実に達成できること。〔日程、人員、作業手順等が効率的であれば加点する。〕	5	10
	2 組織の経験・能力 [24点]	12	12
	2-1 実績の有無	8	8
	* 2-1-1 組織として過去に類似の事業を行った実績があること。〔実績の内容に応じて加点する。〕	4	4
	2-1-2 業務従事予定者に、過去に類似の事業を行った実績があれば加点する。	4	4
	2-2 知見・専門性等の有無	4	4
	* 2-2-1 当該事業に関する知見・ノウハウを有していること。	4	
	2-2-2 関連機関との協力体制構築のためのネットワークを有していれば加点する。		4
	3 事業実施主体の適格性 [16点]	11	5
	3-1 実施体制の適格性	8	5
	* 3-1-1 事業遂行可能な人員が確保されていること。〔効果的な人員体制となっていれば加点する。〕	4	5
	3-1-2 国からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が確保されていること。	4	
	3-2 経理的基盤の有無	3	—
	* 3-2-1 事業を行う上で適切な財務基盤、一般的な経理処理能力を有していること。	3	
	4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 [5点]		5
	4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組		} 5
	4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕 ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る） ○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）を受けていること。 ○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。		
	5 賃上げを実施する企業に関する指標 [5点]		5
	5-1 賃上げの表明		5

	<p>以下のいずれかを表明していること。（いずれかを応募者が選択するものとする）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ○ 5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 		5
合 計 [100点]		53	47

※必須項目については、すべて満たした場合は基礎点60点を付し、一つでも満たしていない場合は不合格とする。

加点付与基準

加 点 評 価 項 目	評 価 区 分								
	大変優れている	優れている	やや優れている						
1 事業の内容及び実施方法									
* 1-2-1 事業内容が具体的で、国の事業として妥当であること。 〔内容に創意工夫があれば加点する〕	10	6	2						
* 1-3-2 事業規模が適正であり、事業目的が確実に達成できること。 〔日程、人員、作業手順等が効率的であれば加点する。〕	10	6	2						
2 組織の経験・能力									
* 2-1-1 組織として過去に類似の事業を行った実績があること。 〔実績の内容に応じて加点する。〕	4	2	1						
2-1-2 業務従事予定者に、過去に類似の事業を行った実績があれば加点する。	4	2	1						
2-2-2 関連機関との協力体制構築のためのネットワークを有していれば加点する。	4	2	1						
3 事業実施主体の適格性									
* 3-1-1 事業遂行可能な人員が確保されていること。〔効果的な人員体制となっていれば加点する。〕	5	3	1						
4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標									
複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。									
4-1-1 仕様書に示した内容以外の独自の提案について ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等 ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと） ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと） ・認定段階3 ・プラチナえるぼし認定企業 ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ） ○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業） ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定） ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定） ・プラチナくるみん認定 ○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 ・ユースエール認定 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法	1	2	3	5	0.5	1	1.5	2	2

人については、相当する各認定等に準じて加点する。

5 賃上げを実施する企業に関する指標

〔 5-1-1 と 5-1-2 のいずれかを加点するものとする。 〕

5-1 賃上げの表明

- 5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。
- 5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5

5

文化庁映画賞委託実施要項

平成21年4月1日
文化庁次長決定
平成23年4月1日改正
平成27年5月11日改正
令和4年6月8日改正

1. 趣 旨

我が国の映画芸術の向上とその発展に資するため、文化庁映画賞として、優れた文化記録映画作品及び永年映画界に貢献し顕著な業績をあげた者に対する顕彰を行う。

2. 委託業務の内容

文化記録映画部門と映画功労部門受賞者への贈呈式及び祝賀会の開催，文化記録映画部門の受賞作品上映会の運営（広告・宣伝活動を含む）を実施する。

3. 業務の委託先

日本映画に関する専門的知識を有し，日本映画の振興に係る活動を行っている我が国の団体（以下「実施団体」という。）で，次の（1）又は（2）のいずれかに該当するものとする。

（1）法人格を有する団体

（2）法人格を有しないが，以下の要件をすべて満たしている団体

ア 定款に類する規約等を有すること

イ 団体の意思を決定し，執行する組織が確立されていること

ウ 自ら経理し，監査する等の会計組織を有すること

エ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

4. 委託期間

契約を締結した日から令和5年2月28日までとする。

5. 委託手続

（1）実施団体が業務の委託を受けようとするときは，業務計画書等を文化庁に提出すること。

（2）文化庁は，上記（1）により提出された業務計画書等の内容を検討し，内容が適切であると認めた場合，当該実施団体に対し業務を委託する。

6. 委託経費

（1）文化庁は，予算の範囲内で業務に要する経費（人件費（賃金）・事業費（諸謝

金・旅費・借損料・消耗品費・会議費・通信運搬費・雑役務費・光熱水料・電話料・保険料等・消費税相当額）・一般管理費・再委託費）を委託費として支出する。

(2) 文化庁は、実施団体が本契約の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。

7. 業務完了（廃止）の報告

実施団体は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から30日を経過した日、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなくてはならない。

8. 委託費の額の確定

(1) 文化庁は、上記7により提出された委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、実施団体へ通知するものとする。

(2) 上記(1)の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

9. その他

(1) 文化庁は、実施団体における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。

(2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、実施団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。

(3) 文化庁は、必要に応じて、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。

(4) 実施団体は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。

(5) この要項で定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。